

平成 26 年 5 月 21 日

各 位

会社名 シダックス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 志 太 勤 一
(JASDAQ コード番号 4 8 3 7)
問合せ先 常務取締役 管理本部長 兼 IR 担当
若 狭 正 幸
(TEL. 0 3 - 5 7 8 4 - 8 9 0 9)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 13 回定時株主総会において下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ・第 2 条第 1 項関係
今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加又は修正するものであります。
- ・第 2 条第 2 項関係
当会社の事業目的を明確化するものであります。
- ・第 1 4 条第 2 項関係
議長に事故があった場合の招集手続を明確化するものであります。
- ・第 5 条、第 3 9 条、第 4 2 条、第 4 4 条関係
語句訂正その他所定の訂正を加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 27 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 27 日 (金)

以 上

(別紙)

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
(1)	(1)
) (条文省略)) (現行どおり)
(9)	(9)
(10) 医薬品、医薬部外品の販売ならびに介護用品、介護機器の販売およびレンタル業務	(10) 医薬品、医薬部外品、 <u>健康食品、健康関連機器、スポーツ用品、美容用具、介護用品、介護機器、医療用具</u> の販売およびレンタル業務
(11)	(11)
) (条文省略)) (現行どおり)
(15)	(15)
(16) カルチャーセンターの企画、運營業務	(16) カルチャーセンターの企画、運營業務、 <u>経営指導</u>
(17) (条文省略)	(17) (現行どおり)
(18) (条文省略)	(18) (現行どおり)
(19) 衣料品、日用雑貨類、事務用品およびチケットの販売業務	(19) 衣料品、日用雑貨類、事務用品、 <u>文化・教育・芸術に関する物品</u> およびチケットの販売業務
(20)	(20)
) (条文省略)) (現行どおり)
(39)	(39)
(新設)	(40) <u>自動車の陸送および回送業務</u>
(40) (条文省略)	(41) (現行どおり)
(新設)	(42) <u>ビューティーサロン、エステティックサロン、施術所、診療所、マッサージ店等、美容健康に関する施設、店舗の経営、運営、経営指導</u>
(41)	(43)
) (条文省略)) (現行どおり)
(69)	(71)
(70) 事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有し、当該会社の事業活動を支配、管理する業務	(72) 事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の事業活動を支配、管理する業務
(71) 前各号に付帯する一切の事業	(73) 前各号に付帯または関連する一切の事業
2 当社は、前項に付帯または関連する一切の事業を営むことができる。	2 当社は、前項各号の事業およびこれに付帯する一切の事業を営むことができる。
第3条	第3条
) (条文省略)) (現行どおり)
第4条	第4条
(公告方法)	(公告方法)
第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、 <u>東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。</u>	第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

現行定款	変更案
<p>第6条 〱 (条文省略)</p> <p>第13条 (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条 〱 (条文省略)</p> <p>第38条 (会計監査人の選任方法)</p> <p>第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>第41条 (条文省略) (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によつては定めず取締役会の決議により定める。</p> <p>第43条 (条文省略) (中間配当の基準日)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によつて毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第45条 (条文省略)</p>	<p>第6条 〱 (現行どおり)</p> <p>第13条 (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、<u>他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条 〱 (現行どおり)</p> <p>第38条 (会計監査人の選任方法)</p> <p>第39条 <u>当社の会計監査人は、株主総会の決議によつて選任する。</u></p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>第41条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>第43条 (現行どおり) (中間配当の基準日)</p> <p>第44条 当社は、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第45条 (現行どおり)</p>